

伊豆市監査委員 告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 28 年 7 月 5 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日 平成 28 年 6 月 7 日 (火)

2. 監査の対象

建設部：上下水道課土肥地区上水道及び温泉資器材貯蔵品倉庫

3. 監査の方法

提出された貯蔵品棚卸表に基づき、担当課の説明を受け現地確認を実施した。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、棚卸資産は適正に管理されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

上水道及び温泉資器材たな卸資産監査については、たな卸資産の受払いが適正に処理されているか否かを念頭に、土肥地区の倉庫にて説明聴取並びに、貯蔵品棚卸表に基づき、突合調査を実施した結果、貯蔵品倉庫の保管・管理状況は良好であり、棚卸表と在庫数量に差異はなく、棚卸資産は適正に管理されていると認められた。

今回監査を実施した土肥地区倉庫の資器材については、主に緊急の使用に対応するためのものであり、平成 27 年度中の資産移動は無いとの説明を受けた。管理や在庫調整などを考慮し、在庫資材の有効な使用や今後使用が見込まれない在庫などの処分等について検討されたい。